

平成 14 年度臨時理事会議事録

日 時：平成 15 年 4 月 12 日（土）9：30～12：05

会 場：福岡国際会議場 5F「国際会議室 501」

出席者：

会 長：中野 仁雄

副会長：野澤 志朗、藤井 信吾

理 事：荒木 勤、石川 睦男、石丸 忠之、伊藤 昌春、植木 實、岡村 州博、
落合 和徳、工藤 尚文、佐藤 章、佐藤 郁夫、関谷 宗英、武谷 雄二、
田中 憲一、玉舎 輝彦、永田 行博、丸尾 猛、水谷 栄彦、村田 雄二

監 事：青野 敏博、佐藤 和雄、藤本 征一郎

名誉会員：岩崎 寛治、桑原 惣隆、坂元 正一、清水 哲也、白川 光一、須川 信、
高橋 克幸、高見澤裕吉、滝 一郎、武田 佳彦、古谷 博、前田 一雄、
松本 清一、望月 真人、Yoon-Seok Chang

幹事長：塚崎 克己

幹 事：泉 章夫、岡本 愛光、小林 浩、古山 将康、斎藤 克、佐川 典正、
澤 倫太郎、清水 幸子、高桑 好一、早川 智、阪埜 浩司、平川 俊夫、
藤森 敬也、村上 節、矢野 哲、吉田 幸洋

総会議長：高山 雅臣

総会副議長：小柴 壽彌、松岡幸一郎

顧問弁護士：平岩 敬一

事務局：荒木 信一

配布資料

定款等規則・内規等のファイル

1：第 4 回理事会議事録（案）

第 10 回常務理事会議事録（案）

2：業務担当常務理事報告並びに関連協議事項予定内容

庶務 1：東京地裁から送付された根津訴訟和解調書（写）

庶務 1-2：根津訴訟和解についての会員へのお知らせ及び関連記事

庶務 1-3：根津医師代理出産実施の報道

庶務 1-4：代理出産報道を受けての会員へのお知らせ

庶務 1-5：根津氏の代理懐胎の再びの実施に関する平岩弁護士の意見

庶務 1-6：代理懐胎に関する我妻 堯功労会員からの意見

庶務 2：戸谷良造会員（愛知）よりの HIV 抗体検査に関する意見及び本会からの「妊婦健診時の HIV 抗体検査推奨に関するお知らせ」

庶務 2-2：妊婦への HIV 抗体検査義務化に関する厚生労働大臣、小児科学会等への要望書

庶務 3：厚生労働省医政局から日本子宮内膜症協会の「子宮内膜症の薬物治療に関する要望書」に関する生殖・内分泌委員会の検討結果について

- 庶務 4：日本不妊学会生殖医療従事者資格制度
庶務 4-2：日本不妊学会に対する本会からの回答書
庶務 4-3：日本不妊学会に対する日産婦医会からの回答書
庶務 5：日本癌治療学会からの臨床腫瘍データベース委員会領域担当委員及び評価委員についての依頼の書面
庶務 6：日本小児外科学会よりの委嘱評議員推薦の件
編集 1：クレームのついた論文についての取消し依頼
編集 2：掲載論文の引き下げの案内（案）及び編集部からお知らせとお詫び（案）
編集 3：JOGR 編集への日産婦誌編集係の関与に関する案について
編集 3-2：編集に関する会員へのお知らせ[当日配付]
社保 1：平成 16 年 4 月診療報酬点数改定に関する産婦人科の要望
専門医制度 1：卒後医師臨床研修における必修産婦人科研修カリキュラム（案）
専門医制度 2：平成 15 年度認定二次審査実施要領（案）
倫理 1：生殖関連各学会からの本会会告案および見解案へのご意見
倫理 2：本会会告案「代理懐胎に関する見解」[差し替え] [当日配付]
倫理 2-2：解説資料集[当日配付]
倫理 3：本会「胚提供に関する倫理委員会見解（案）」
倫理 4：「生殖補助医療に携わるカウンセリングに関するワーキンググループ」委員名簿
倫理 5：本会遺伝カウンセリング指導医（生殖）資格案
倫理 6：内閣府生命倫理専門調査会からのヒト受精胚の作成および利用を伴う研究の実態についての質問状
倫理 7：内閣府への本会倫理委員会回答書
倫理 8：本会「非配偶者間の体外受精に関する倫理委員会見解（案）」[当日配付]
倫理 9：倫理審議会答申書（精子・卵子の提供者を匿名の第三者とする点について）
[当日配付]
- その他 1：平成 15 年度予定表
総会 1：運営委員、予算決算委員氏名
総会 2：総会運営内規
第 55 回総会当日配付資料集[差し替え] [当日配付]
（第 55 回総会における次第、代議員氏名、正誤表、質問・要望）

午前 9 時 30 分 理事総数 23 名中 21 名が出席し定足数に達したので中野会長が開催を宣言した。議事録署名人として従来どおり会長、庶務担当理事、会計担当理事を選出して議事に入った。

I. 平成 14 年度第 4 回理事会議事録（案）及び平成 14 年度第 10 回常務理事会議事録（案）の確認

上記議事録（案）が示され、荒木学術担当理事より下記の誤記が指摘され訂正が確認された。19 頁 4 行目、施行 試行を修正の上、平成 14 年度第 4 回理事会議事録(案)を承認した。また、平成 14 年度第 10 回常務理事会の議事録（案）につき修正なく承認した。

II. 業務担当常務理事ならびに関連協議事項

1) 庶務（落合和徳理事）

[本会関係]

〔 . 本会関係〕

(1) 会員の動向

^{いたばしこうしろう}板橋光司郎功労会員（千葉）が 3 月 19 日に逝去されたので、会長名弔電、生花を手配した。

(2) 根津訴訟について

協議事項 1 に記載

(3) 戸谷良造会員（愛知）より HIV 抗体検査に係わる意見が寄せられたことについて。

協議事項 2 に記載

〔 . 官庁関係〕

(1) 厚生労働省関係

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課より「健やか親子 21」の平成 14 年度取り組み実績及び 15 年度行動計画の提出依頼があった（3 月 17 日）。本件については、本会から参加している佐藤郁夫理事が対応する。

「厚生労働省小児科産科若手医師の確保・育成に関する研究班」のホームページと本会ホームページとの相互リンクについて 協議事項 3 に記載

厚生労働省医政局から日本子宮内膜症協会の「子宮内膜症の薬物治療に関する要望書」に関し、本会のコメントを求めてきたことへの回答について

厚生労働省からのコメント依頼の書面（12 月 26 日受領）に関し、生殖・内分泌委員会に検討を依頼していたところ、その検討結果を受領した（3 月 24 日）。3 月 25 日が回答期限であり、生殖・内分泌委員会の見解を以て、本会のコメントとして厚生労働省に提出した（3 月 25 日）。[資料：庶務 3]

(2) 最高裁判所医事関係訴訟委員会

最高裁判所医事関係訴訟委員会より、名古屋地裁の某事案に対する鑑定人候補者推薦依頼を受領した（2 月 7 日）。

本事案で 3 件目の依頼となる。

〔 ．関連団体〕

(1) 日本産婦人科医会

学会・医会ワーキンググループ最終答申が、医会第 5 回理事会（2 月 15 日）において承認された。

(2) 日本学術会議

第 4 回理事会において日本学術会議第 19 期会員として、本会から青野敏博監事を推薦することを承認したが、推薦人 4 名及び推薦人予備者 1 名の人選は会長一任となっていた。推薦人として麻生武志、落合和徳、佐藤郁夫、吉田幸洋の 4 氏、推薦人予備者として塚崎克己氏を選任した。

(3) 日本循環器学会

日本循環器学会より循環器病の診断・治療に関するガイドライン作成への協力依頼の書面を受領した（2 月 28 日）。本件につき参画の回答を行った。

(4) 深在性真菌症のガイドライン作成委員会

深在性真菌症のガイドライン作成委員会より深在性真菌症の診断・治療ガイドラインを受領した（3 月 12 日）。

腫瘍、周産期、生殖・内分泌各委員会委員長・副委員長に参考資料として送付した。

(5) 日本不妊学会

日本不妊学会より、日本不妊学会生殖医療従事者資格制度を受領した（3 月 3 日）。

同資格制度に意見があれば寄せてほしいとの依頼があった。[資料：庶務 4]

3 月 10 日の第 10 回常務理事会での協議を踏まえ、庶務事項として書面の受領と本会の検討の経緯をお知らせする回答を行った。[資料：庶務 4-1]

なお、日産婦医会にも同様の検討依頼があり、本会と連携、協議の上対応するとの回答を行った。[資料：庶務 4-2]

(6) 日本癌治療学会（臨床腫瘍データベース委員会）について

協議事項 4 に記載

(7) 日本小児外科学会

日本小児外科学会より評議員改選の年に当たり、本会より評議員を推薦されたいとの依頼があった（3 月 31 日）。なお、現在の本会推薦の評議員は茨 聡、千葉喜英両氏である。[資料：庶務 6] 両氏に継続してお願いすることを承認した。

〔 ．その他〕

とくになし

2) 会 計（佐藤郁夫理事）

(1) 会費納入状況

2 月 28 日現在の会費納入状況は、在外会員 49 名を含め、会員数 15,949 名、会費納入者数 15,622 名（納入率 97.9%）であった。

3) 学 術 (荒木 勤理事)

(1) 第 56 回学術講演会シンポジウム座長の委嘱

第 4 回理事会の決定に基づき、第 56 回学術講演会シンポジウム座長 (周産期 : 岡村州博教授 (東北大) 生殖内分泌 : 吉村泰典教授 (慶応大) 腫瘍 : 落合和徳教授 (慈恵医大) 一般・その他 : 工藤隆一教授 (札幌医大)) を委嘱し、同時に co-chairman の推薦を依頼した。

(2) 第 55 回学術講演会シンポジウム事後評価委員の委嘱

各シンポジウムのテーマを専門とする会員にシンポジウム事後評価委員を委嘱した。委員会の構成メンバーは以下の通り。

学術企画委員会委員長

工藤尚文 教授 (シンポジウム 1 課題選考小委員長)

武谷雄二 教授 (シンポジウム 2 課題選考小委員長、会長指定シンポジウム 2 座長)

関谷宗英 教授 (会長指定シンポジウム 1 課題選考小委員長)

永田行博 教授 (会長指定シンポジウム 2 課題選考小委員長)

岡村州博 教授 (シンポジウム 1 演者選考小委員長)

水谷栄彦 教授 (シンポジウム 2 演者選考小委員長)

森川 肇 教授 (シンポジウム 1 座長)

木下勝之 教授 (シンポジウム 1 座長)

星合 昊 教授 (シンポジウム 2 座長)

寺川直樹 教授 (シンポジウム 2 座長)

柏村正道 教授 (会長指定シンポジウム 1 座長)

宇田川康博 教授 (会長指定シンポジウム 1 座長)

玉舎輝彦 教授 (会長指定シンポジウム 2 座長)

斎藤 滋 教授 (周産期)

小西郁生 教授 (生殖・内分泌)

岩坂 剛 教授 (腫瘍)

神崎秀陽 教授 (一般・その他)

(3) 専門委員会報告の作成と掲示の依頼

第 4 回理事会の決定にしたがって、各専門委員会委員長に第 55 回学術講演会にて専門委員会報告をパネルにて作成し、掲示していただくよう依頼した。

(4) 第 3 回一般演題応募処理システム検討委員会の開催

4 月 11 日に第 3 回委員会を開催し、第 55 回一般演題応募処理の総括を行い、第 56 回学術講演会に向けて一般演題応募要項の検討を行う。

(5) 第 55 回学術講演会招請予定演者の変更について

協議事項 5 に記載

(6) 第 56 回学術講演会シンポジウム co-chairman について
協議事項 6 に記載

4) 編集 (田中憲一理事)

(1) クレームのついた論文につき取り消しの依頼があったことについて[資料：編集 1、2]
田中理事から「クレームのついた論文につき当事者より書面により正式の取り消し依頼があった。これを受け、掲載論文引き下げの案内(案)と編集部からのお知らせとお詫び(案)を作成したが、これをホームページ及び機関誌に掲載することとした。また、本件論文の引用を避けるための措置として、早急に日本医学中央雑誌及び国立情報学研究所(電子図書館サービス)に取り下げの依頼を行った」との報告があり、これを了承した。

(2) JOGR 編集への日産婦誌編集係の関与に関する案について[資料：編集 3]

田中理事から「JOGR 編集への日産婦誌編集係の関与に関する主な具体策として、現在の JOGR 業務分担のうち、月 1 回行われている編集全体会議に日産婦誌編集幹事が隔月で参加する。また、採否の最終決定は 3~4 カ月に 1 回行う編集会議で決定する。編集全体会議は事前に決められた JOGR の編集委員で構成し、編集担当理事は当分の間、全員 JOGR の編集委員とする。なお、現在大阪大学で行っている JOGR 編集会議、全体会議は引き続き同大学で行うものとする。この JOGR 編集に関する当面の運用案について、会員へのお知らせとすることとした」との報告があり、これを了承した。

5) 渉外 (村田雄二理事)

[FIGO 関係]

(1) FIGO 会長 Dr. Sheth から FIGO Awards in Recognition of Women Obstetricians/Gynecologists の候補者推薦の依頼の文書を、応募用紙とともに受領した(2月21日)。この賞は developing country の女性の health care に貢献した女性医師を対象としている。推薦締め切りは 4 月 30 日である。

村田理事より、この件について「女性医師に限定した推薦は逆差別ではないか。という疑念があったが、途上国に限定することで問題はないということになった」という説明があった。

中野会長より「developing country の定義は何か」という質問があり、村田理事より「developing country は WHO で定義があるが、ブラジルなど国内経済格差が大きい国の場合、評価が難しいことがある」と説明があった。

中野会長より「日本人はいずれにせよ応募資格がないので IS 参加者などで適当と思われる人材がいれば推薦できる可能性はある」というコメントがあった。

(2) FIGO 関連の NGO の IPAS という組織から、人工妊娠中絶に関する日本のアンケートを求める手紙を受領した(2月28日)。FIGO の Recommendation を受けて、前回は 2000 年にアンケートを行っている。なお、アンケートの回答期限は 4 月 1 日であり、対応につき、生殖・内分泌委員会に回答を依頼した。

(3) FIGO 事務局から 2003 年の Distinguished Community Service Awards for Emergency Obstetric Care の推薦依頼の手紙を Nomination form とともに受領した(3月26日)。本賞の目的は主として発展途上国において緊急産科ケアを行っているか、直接そのようなサービスを提供している施設の運営に携わっている個人に名誉を与えるものである。

[AOFOG 関係]

とくになし

[ACOG 関係]

4月27 5月1日にニューオリンズで ACOG の annual meeting があり、会長、副会長、庶務、渉外担当理事が招待を受け、野澤副会長、落合常務理事、村田常務理事が参加する予定である。

[その他]

American College of Surgeons の Dr. Collocott (Director of Division of Member Service)から International Guest Scholarship (2004年の受け入れ) 応募に関する手紙を受領した。この奨学金では8,000ドルが与えられ、臨床学会への参加や北米の臨床、研究施設への訪問の費用となる。締め切りは7月1日で、応募資料は URL <http://www.facs.org/dept/fellowship/igs.html> のウェブサイトで得られる(2月18日受領)。

6) 社 保 (斎藤 克幹事)

(1) 第2回社会保険学術委員会を3月5~14日に通信で開催した。

(2) 平成16年度診療報酬点数改定に関する産婦人科の要望について[資料: 社保1]

斎藤幹事より「第10回常務理事会において資料の10項目について要望することとした。また、要望書はこれまで学会会長、医会会長連名で日医会長宛に提出してきたが、産婦人科以外の科は診療報酬検討委員名で委員長宛に提出しているため、今回は他科と同一形式で提出することとした」との報告があり、これを了承した。

7) 専門医制度 (武谷雄二理事)

(1) 地方委員会宛通知

平成15年度審査に係わる各種様式・研修会出席証明シールと生涯研修実施報告書、卒後研修指導報告書、卒後研修医登録の留意事項、全国地方委員会委員長会議の開催、地方委員会運営補助費等に平成15年度事業計画を添え送付した。また、地方委員会委員改選に伴う新委員報告依頼も送付した(3月5日)。

平成15年度更新該当者分の研修記録手帳を送付した(3月25日)。

(2) 卒後医師臨床研修における必修産婦人科研修カリキュラム(案)の取扱いについて第4回理事会において、必修産婦人科研修カリキュラム(案)6週間、3カ月間の2案のうち、3カ月の方のカリキュラム(案)の実行を各施設に働きかけるべきとの意見が出された。本件について3月10日の常務理事会での議論を踏まえ、できれば3カ月の研修案を採用してほしい旨の要望書を各研修指導施設産科科長宛に送付した(3月26日)。

[資料: 専門医制度1]

(3) 筆記試験本格導入による筆記試験、面接試験の責任者について

武谷理事より「第4回理事会において筆記試験本格導入における筆記試験、面接試験の責任者をどうすべきかとの問題提起があった。本件につき本会の専門医試験は、国の認知を受けた重要な試験であるとの認識に立ち、引き続き細心の注意をもって試験問題作成、採点

に当たるものとする。試験管理体制は多くの人が関与しない現体制が良いと思うが、責任体制だけは明確にしておく必要がある。筆記試験本格導入の際の管理責任は、直接的には専門医制度委員会委員長が負い、最終的には会長が負うものとしたい」との見解があり、これを了承した。

(4) 平成 15 年度専門医認定二次審査実施要領の一部改正について
協議事項 7 に記載

なお、武谷理事より「本年度より専門医制度が国により認定されたわけであるが社会に対する説明責任があることから、直接的な責任者は専門医制度委員会委員長が、最終的には会長が負う。また、インフォームドコンセントに関し、医師と患者（模擬）とのロールプレイを面接試験の一つの柱とする」という補足説明があった。

以上の件について中野会長より「専門医制度について社会的な説明責任があり学会側の責任者を明確にする必要があるという主旨であり、その責任は、まず専門医制度委員会委員長が、最終的には会長が負う者である」とのコメントがあった。

(5) 産婦人科の卒後臨床研修について

中野会長より「産婦人科臨床研修は篠崎局長談話より議事録に残る形で、最低 1 ヶ月という期間は保証されているので各施設の部内努力をお願いしたい」というコメントがあった。

石川理事「私の大学では協議の結果 2 ヶ月とした。学会のスタンスは 3 ヶ月であり 1.5 ヶ月は妥協ではないのか」という質問があった。

武谷理事「3 ヶ月は絶対に譲れないという態度は逆に混乱を招くので柔軟な対応が必要である」

中野会長「昨年 7 月末の時点では必修科目に入らず 8 月に陳情を行い、平成 14 年 9 月 4 日の時点で必修となった。同じ時期に医政局より 6 週間という意見がありこれに対応して長短のプログラムを作成した。昨年の時点で最小限度ということで 6 週間のプログラムを呈示した。2 年間の病院長預かりで病院長の判断が大きい。入局の仮契約や色々な対策を講じる必要がある」との見解があった。

8) 倫理委員会（野澤志朗委員長）

(1) 本会の見解に基づく諸登録（2 月 28 日現在）について下記通り説明された。

ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究に関する登録：登録 80 施設

体外受精・胚移植、および GIFT の臨床実施に関する登録：登録 580 施設

ヒト胚および卵の凍結保存と移植に関する登録：登録 412 施設

パーコールを用いての XY 精子選別法の臨床実施に関する登録：機関誌 46 巻 8 号（平成 6 年 8 月）において登録一時中止以来登録なし、通算 17 施設

顕微授精の臨床実施に関する登録申請：登録 311 施設

非配偶者間の人工授精の臨床実施に関する登録：登録 26 施設

着床前診断に関する臨床研究施設登録：0 施設

(2) 委員会開催

倫理委員会：第 10 回倫理委員会を 3 月 5 日に開催した。

倫理審議会：第 10 回倫理審議会を 2 月 28 日に、第 11 回倫理審議会を 3 月 31 日に開催し、「諮問事項 精子・卵子の提供者は匿名の第三者とする点について」の答申書案を協議した。

(3) 生殖関連学会に対して本年2月末日を締め切りとして本会の「代理懐胎に関する見解(案)」および「胚提供に関する倫理委員会見解(案)」に対する各関連学会のご意見をご教示頂きたいとの書状を送付した(1月28日)。これに対し、日本泌尿器科学会(2月4日)、日本アンドロロジー学会(2月24日)、日本不妊学会(2月25日)、日本受精着床学会(2月26日)、日本産婦人科医会(3月3日)よりご意見を受領した。[資料:倫理1]

(4) 本会「代理懐胎に関する見解(案)」について[資料:倫理2 差し替え分]

この件について野澤副会長より内容の説明と本日の総会に諮ることが協議された。

野澤委員長より「本案はすでに学会誌やインターネットで会員に案を提示し意見を頂いた上で作成したものである。本案が理事会で承認されれば本日の総会に諮りたい」と提案があった。

本件に関し以下の質疑があった。

中野会長「資料集(資料2-2)も参考に検討を進めていただきたい」

佐藤 章理事「資料集はどういった形で総会に諮るのか」

野澤委員長「必要があれば代議員に提示したい」

落合理事「内容的に4月10日の新聞報道と若干異なるが」

野澤委員長「ご指摘の通りである。資料作成後に厚生科学審議会の最終報告がまとまった」

中野会長「同会議と本学会は別の公人であり独自の見解を有することは当然であるが、法として定まった場合は法に従うのは当然である。拙速のそしりはあっても会としてのpublic commentを明示するもとして承認いただきたい」

以上の質疑をへて、野澤委員長提案を承認した。

(5) 本会「胚提供による生殖補助医療に関する倫理委員会見解(案)」について

[資料:倫理3]

野澤委員長より「胚提供の可否について国と日本産科婦人科学会で解釈が異なっているという意見もあるが、国としても認定された特定の機関のみで行うことが明示されており、一般会員向けの会告とは内容的に大きく矛盾しないと考えている。なお、本会の倫理委員会見解(案)に対して、3月末日を締切として本会会員からのご意見を募集したが、現時点では、本件に関する意見は受領していない」との説明があった。

この件に関連し中野会長より「本件は代理懐胎とは若干異なる側面もあり、まだ法整備もなされていない。来年度も本学会として検討してゆくこととしたい」との発言があり、これを承認した。

(6) 日本不妊学会より「生殖補助医療に携わるカウンセリングに関するワーキンググループ」の委員として末岡 浩先生及び芝原浩章先生の推薦をいただいた(2月26日)との報告がなされた。

[資料:倫理4]

(7) 産婦人科遺伝カウンセリング指導医(生殖)資格案について[資料:倫理5]

産婦人科遺伝カウンセリング指導医(生殖)の資格実現化について、倫理委員会内の遺伝カウンセリング小委員会で引き続き検討することを承認した。

(8) 内閣府生命倫理専門調査会からの質問に対する回答書について[資料：倫理 6、7]

内閣府からの研究におけるヒト胚の作成に関する質問に対し、3月10日付で常務理事会で承認された回答書を送付した。

(9) 倫理審議会答申書（精子・卵子の提供者を匿名の第三者とする点）について

[資料：倫理 8、9]

野澤委員長より「本会が平成 13 年に発表した非配偶者間体外受精に関する倫理委員会見解（案）に対する本会会員や関連学会からの意見をもとに、『精子・卵子の提供を匿名の第三者とする点』について倫理審議会に諮問していたが、4月6日にその答申書を受領した。本答申書の主な内容としては、『精子・卵子の提供は匿名の第三者とする。しかしながら、さまざまな意見があること、将来兄弟姉妹等近親者からの提供が容認される状況が想定される可能性にも配慮し、現時点では、体制面の整備が先行されるべき』と答申している」との説明があった。

本件に関し以下の質疑があった。

中野会長「学会として国民に対しアカウンタビリティ（説明責任）がある」

野澤委員長「倫理審議会答申書を尊重し 今後の倫理委員会でさらに検討していきたい」

荒木理事「厚生労働省生殖医療部会では、出自を知る権利を認めようとしている。本件に対して対応する必要が生じる可能性がある」

中野会長「見識のある意見である」

以上の質疑を踏まえ、今後倫理委員会で慎重に検討していくことを確認した。

理事会内委員会

1) 広報委員会（佐藤 章委員長）

(1) 平成 15 年度地方部会担当公開講座のアンケートを各地方部会宛に平成 15 年 3 月 3 日付で発送した。

(2) 登録業務一元化について

今後、専門委員会ごとに UMIN と話し合いをすすめることとした。

佐藤委員長より「本学会ホームページにおけるバナー広告を 5 月より行う。毎年学会最終日に行う記者会見を今回は本日午後 7 時より行う」との報告があった。

また、佐藤委員長より、朝日新聞より不妊治療の保険収載について本学会の今までの対応と見解に関する取材を本日受けることが報告された。

理事会後の記者会見にあたりこの件に関しては後日改めて対応した方がよいという意見もあったが予定通り本日举行うことで承諾を得た。

佐藤委員長より「月曜日のポスターセッションでテレビ朝日より滋賀医大のポスター発表を取材したいという要請があり、大会長と打ち合わせにのうえ個人情報の保護と学会の進行を妨げないこと、放送内容を取材を受けた先生と打ち合わせを条件に許可した」との報告があり、これを了承した。

2) 学会のあり方検討委員会（藤井信吾委員長）

藤井委員長より「産婦人科医不足の問題につき NHK の取材を受ける可能性がある」ことが報告された。

中野会長より「統一地方選挙との関連で今学会の時期には取材を受けられないが、今後特に産婦人科を取り上げて貰う可能性がありこの機会を大切に検討したい」というコメントがあった。

・ 協議事項

1. 根津訴訟の経過について

落合理事より「2月26日に第17回口頭弁論が行われ、平成15年2月22日の第4回理事会で承認された本会提示の和解案で合意し、和解が成立した。[資料：庶務1]

同日18:00より、厚生労働省記者クラブで落合理事、平岩弁護士が出席して記者会見を行い、本会の見解を表明した。なお、本見解に先立ち和解内容と本会見解を本会ホームページに掲載した。[資料：庶務1-2]

しかし、3月6日、根津八紘氏が昨年再び代理出産を実施し、出産に至っていたとの報道があった。この報道を受け、同日、本会の見解を会員へのお知らせとしてホームページに掲載した。[資料：庶務1-3、1-4]

根津氏の再びの代理出産実施に関し、平岩弁護士から『和解条項の今後1年間の行状を見た上で再入会を検討するということからすれば、代理懐胎はそれ以前のことであり、直接的に関わりがないとも言える。しかし、和解直後に代理懐胎の事実を公表したことは極めて遺憾であり、そのことが再入会の可否を判断する上で無関係とは言えない』との意見があった。

[資料：庶務1-5]

なお、我妻 堯功労会員から本会理事会及び倫理委員会宛に代理懐胎に関する学会の結論は的を得た妥当な結論であり、根津氏の和解直後の代理懐胎の事実の公表は和解条件に遡って反する行為であるとの意見が寄せられた。[資料：庶務1-6]との報告があった。

協議の結果この経過を確認し本会としては会員には会告の遵守を要請し、今後の同氏の行動を注意深く観察することを承認した。

2. 戸谷良造会員（愛知）より HIV 抗体検査に係わる意見が寄せられたことについて

[資料：庶務2]

落合理事より「平成13年5月に戸谷良造会員より HIV 母子感染拡大を防ぐための妊婦への HIV 抗体検査推進の提言があったのを受け、本会は周産期委員会での医学的見地からの検討を行った。その検討結果を妊婦健診時の HIV 抗体検査推奨に関するお知らせとし、機関誌54巻4号に掲載したが、今般戸谷良造会員より、小児、新生児にも同様の検査を行うよう、本会会長より、小児科学会、小児科医会、それに新生児学会に働きかけてほしいとの書面を受領した。本件につき3月10日の第10回常務理事会での協議の結果、会長名で小児科、新生児各学会に HIV 抗体検査を推奨するように働きかけるとともに、厚生労働大臣にも同省健康局疾病課長を通じ、同検査の重要性をアピールし、保険診療とするよう働きかける要望書を4月1日に提出した[資料：庶務2-2]」との報告があった。

協議の結果、以上の経過を確認し承認した。

3. 賛育会病院鴨下院長が班長を努める「厚生労働省小児科産科若手医師の確保・育成に関する研究班」が3月にホームページを立ち上げた。同班の分科会である小児科・産科医の勤務状況の改善の研究統括は本会中野会長である。ついては、同ホームページと本会ホームページの相互リンクを行うことを承認した。

中野会長よりこの件に関連し、今後意識して若手医師を確保する必要性が述べられた。

4. 日本癌治療学会 臨床腫瘍データベース委員会について

日本癌治療学会より、臨床腫瘍データベース委員会領域担当協力委員及び評価委員についての依頼の書面を受領した(3月24日)。[資料：庶務5]

なお、本会からすでに抗がん剤適正使用ガイドライン作成ワーキンググループの分科会を設置するにつき、分科会協力委員及び評価委員を推薦しているが、これら委員の先生に臨床腫瘍データベース作成にあたる分科会協力委員及び評価委員を兼務してもらうか、または別途新たに推薦するかは各学会の任意としている。(回答期限4月16日)

この件について野澤副会長より「本会より次期腫瘍委員会委員長を含め3名の先生に抗がん剤適正ガイドラインワーキンググループの委員、評価委員をお願いしているが、臨床腫瘍データベース作成の分科会協力委員及び評価委員を兼務することをお願いしたい」との方針説明があり、協議の結果これを承認した。

5. 第55回学術講演会招請予定演者の変更について

荒木理事より「第55回学術講演会招請講演の予定演者であった Skelton 先生が副学長という立場から、政府との折衝のため来日できないことになった。Skelton 先生の代わりに当初予定通りの講演内容で同じ Mercer 大学の T. J. Lin 副学長に代行をお願いすることになった」という報告がなされ、協議の結果承認された。

また荒木理事より「第55回学術講演会の一般参加者(IS)のなかで、特に中国、フィリピン、台湾などアジア各国より参加を予定される先生の中で SARS の流行への対応のため参加を見合わせたいとする方がいる」との報告があった。

この件に関連し、中野会長よりせめてポスターだけでも掲示をするという方針が示され、了承された。

6. 第56回学術講演会シンポジウム co-chairman について

第4回理事会で承認されたシンポジウム1の座長岡村州博教授、シンポジウム2の座長吉村泰典教授、シンポジウム3の座長落合和徳教授、シンポジウム4の座長工藤隆一教授より、co-chairman として、それぞれ岡井 崇教授、峯岸 敬教授、和気徳夫教授、吉川裕之教授が推薦され承諾された。

7. 平成15年度専門医認定二次審査実施要領の一部改正について

筆記試験の本格導入に伴い、面接試験は知識よりインフォームドコンセントに関するロールプレイングを主体に評価するものになる。そのための一部改正案である。改正案が呈示検討され承諾された。[資料：専門医制度2]

この件について、武谷理事より「入局前の研修医期間の扱いなど学会としての対応を十分に協議しないと来年度以降、本学会への新入会員減少につながる恐れがある」という指摘がなされた。

次に第 55 回総会における代議員からの質問事項が紹介され本学会としての対応が協議承諾された。

第 55 回総会における質問・要望事項と対応

塚崎幹事長：今回 37 題という多数の質問があり臨時理事会で学会としての対応を予めお決めいただきたい。

1. 岸 淳二 代議員 根津氏の代理出産再実施への対応について
回答者 落合理事：会員への会告の周知徹底をお願いします。
2. 戸谷良造 代議員：HIV について
回答者 落合理事：先ほど申し上げたように関連省庁への申請を行った。
3. 柳田洋一郎 代議員
 - 1) 外部からの質問に答える組織について
回答者 落合理事：専門医としての認定を受けたときに厚労省に日本産科婦人科学会事務局が対応する窓口となることが明記された。
 - 2) メイリングリストについて：
回答者 佐藤 章理事：インターネットを使うと落書帳的になって対応がとれなくなる可能性があり、現時点では葉書で頂いた質問については書面で対応している。
4. 淵 勲 代議員：コルポスコピーと骨塩測定保険点数が低いのではないかと
回答者 植木理事：コルポスコピーが 150 点、DEXA が 360 点、エコーが 80 点と外保連の試算で決まっており、これは器械の納入価格なども考慮して客観的に算出された値であるが、このような意見が強ければ社保学術委員会として対応を考えたい。
5. 柳田洋一郎 代議員 定款を変更し部外よりマスコミ担当理事を加える
回答者 落合理事：広報の必要性やマスコミ対策の必要性は認めるし、また部外者を加えて検討を行うことは各部所が既に行っており、定款を改定する必要は認められない。
6. 柳田洋一郎 代議員 専門医制度認定の作業について
回答者 武谷理事：認定を学会と切り離すことについては既に専門制度委員会という独立機関が行っている。ダイレクトメールで更新時期を知らせるべきであるという意見に対しては現段階で学会雑誌やホームページで会員には告知しており、学会は同学の士の集まりであり不特定多数の運転免許とは同一に論じられない。
7. 柳田洋一郎 代議員 学会のあり方
回答者 中野会長 総会の場で回答は考える。
回答者 藤井信吾副会長「1,9,10,11,12,13 はあり方委員会の問題である。1 の質問では学問の進歩について検討していないという意見であるが、日本産科婦人科学会会員にとっては日常臨床と研究の両者のバランス、学会員の確保と経済的基盤の保証が必要である。産婦人科医師の社会的地位の向上を検討し、学問の進歩については学術企画委員会が検討する 9 番の質問で委員の改選について今後検討してゆきたい。10 13 のオープンシステムについては会員の貴重な意見

を参考にしてすすめていきたい。

8. 中村 靖 代議員 喫煙の問題

回答者 落合理事：喫煙の問題については重要な問題であり学会としても対応を考えていきたい。

9. 柳田洋一郎代議員 会告その他に関する質問

回答者 野澤委員長：代理懐胎の文献が少ないという指摘であるが本件の様な問題は文献の数で決まるというものではない。古い不適格な会告の問題について古いものは直し、新たに改定している。倫理委員会は診療研究に関することを検討する委員会であり、別角度で医会でも検討している。代理懐胎で世界の動きと違っているという指摘であるが、米国でも全ての州で行われるわけではなく世界でも認めていない国も多い。第三者を交えて検討することは倫理審議会で既に行っている。商業的という言葉は国や日弁連でも使用している。

回答者 落合理事：古い会告の有効性について。実際に会告は新たな倫理問題が生じる度に検討している。会告は会員の便宜のため昭和 60 年より一括して掲載している。決して暴挙ではなく、2 年間の無効とするとする意見は逆に混乱を招く。会告が広辞苑にのっていないから日本語ではないという意見は賛同できない。現に「会告」という表現は、学会が法人となり発行を開始した機関誌第 1 巻第 1 号から使用され会員の支持を得ている。わざわざガイドラインとするという必要性は認められない。但し、倫理に関する諸問題に関しでは本会の見解としている。ガイドラインに反対する意見は常に参考になっている。

回答者 平岩弁護士：会告は、会員を対象とするものであって一般国民を対象としあるいは拘束するものではない。従って損害賠償請求それ自体が成立しない。責任の追及という問題は生じない。

回答者 野澤委員長：代理懐胎について審理が不十分であるとは考えていない。今後もさまざまな問題に対して会員の意見を聞いてすすめてゆきたい。

回答者 中野会長：柳田代議員は理事長制の導入に賛成であるが、現に理事長制導入につき今回承認を求めることになっている。

回答者 佐藤郁夫理事：柳田代議員ご指摘の学会費の反対給付については当然であるが、具体的には学術集会の充実、機関誌研修コーナーの充実、専門委員会の調査研究結果の情報公開、会員の資料の利用を通じて会員を利する方向ですすめていきたい。高齢会員のうち収入のある会員の会費免除に着いては一つのご意見として承りたい。

中野会長 多数の質問があり、ありがたいことである。誠実にご対応をお願いしたい。

最後に閉会に先立ち中野会長より根津訴訟に係わる平岩弁護士の学会への多大な貢献に対し、同弁護士に感謝状が贈呈された。

以上